

所得税・町県民税の 申告受付が始まります

**申告は正しくお早めに！
受付期間は2月17日(月)から
3月17日(月)までです**

所得税の申告

次に該当する方は所得の申告が必要となります。

- 平成25年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与を1か所から受け、退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後）の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 事業所得や不動産所得などがある方で、平成25年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

町県民税の申告

平成26年1月1日現在、当町

に住所がある方の平成25年中の所得について申告をいただきます。所得が無い方、雑損控除や扶養控除、生命保険料控除等の諸控除を受ける方も申告が必要となります。なお、次のいずれかに該当する場合は申告の必要はありません。

- 平成25年中の所得が給与または公的年金のみである方
- 確定申告書を提出した方
- 年末調整または確定申告で税法上の扶養控除の対象とされた方

※申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、さかのぼって課税され、加算税がかかることがありますのでご注意ください。

農業所得のある方を対象に事前相談会を2月6日(木)から2月8日(土)まで開催します。

所得税の還付申告ができる場合

- 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- 年の途中で退職したこと等により、年末調整を受けなかった方

平成25年分の申告受付日程表

会場：役場 第2会議室（2階）

月日	曜日	受付対象行政区	受付時間	月日	曜日	受付対象行政区	受付時間
2/17	月	元栗橋	午前の部 9時～正午 午後1時～4時 ※正午から午後1時までの時間は受付をご遠慮ください	3/3	月	元栗橋	午前 9時～正午 午後 1時～4時 ※正午から午後1時までの時間は受付をご遠慮ください
2/18	火	川妻		3/4	火	川妻	
2/19	水 (税理士)	小手指		3/5	水 (税理士)	小手指	
2/20	木	堀之内 新幸谷		3/6	木	堀之内 新幸谷	
2/21	金 (税理士)	小福田 山玉山		3/7	金	小福田 山玉山	
2/24	月	大福田 山王		3/10	月 (税理士)	大福田 山王	
2/25	火	江川 幸主		3/11	火	江川 幸主	
2/26	水 (税理士)	冬木 両新田		3/12	水	冬木 両新田	
2/27	木 (税理士)	土与部 原宿台		3/13	木	土与部 原宿台	
2/28	金	指定日に できなかった人	3/14	金	指定日に できなかった人		
				3/17	月	指定日に できなかった人	

所得税の申告

町県民税の申告

申告書の作成は便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。詳しくはホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

- ◆指定日に申告できなかった方は、必ず期限内に申告を済ませてください。
- ◆税務署から申告日時の指定を受けている方や高額な所得税が伴う方、また特殊な申告内容である場合は、最寄りの税務署にて申告受付をお願いします。
- ◆上記日程表の曜日欄に（税理士）とある日に税理士1名が来庁し、申告受付を行う予定です。